

士幌町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面５年間（Ｒ６～Ｒ１０）の考え方～

本町の森林面積は５，４３２ｈａで総面積の２０．９５％を占めており、その内私有林は３，５７４ｈａあります。町では、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国や道の森林整備事業予算や町の予算などにより、森林整備を進めてきました。しかし、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化や経営意欲が低下した森林所有者等の影響により、森林整備が行き届かない私有林人工林の増加が懸念されています。

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

◎基本方針

１ 森林整備の取り組み

本町の私有林では、３，５７４ｈａに対して約８割の２，９７８ｈａについて森林経営計画を作成し、計画的な森林整備が進められています。そのため、森林経営計画の作成が進まない私有林人工林につきましては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、森林の持つ多面的機能の発揮、地球温暖化の防止に貢献する森林整備を推進します。

２ 木材利用の促進

本町において策定した「士幌町地域材利用推進方針」に基づき、木材の付加価値向上を図るとともに、地域材の利用を促進する取り組みを進めます。

３ 普及啓発

防風保安林や土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて住民の理解の促進を図るため、森林環境教育や植樹活動などの木育活動を進めます。